

筑波大学遺伝子組換え実験従事者のためのビデオ講習会（平成 24 年 10 月 4 日開催）に参加して

筑波大学の形質転換植物デザイン研究拠点事業の関係で表記講習会に参加してきましたので簡単な報告をします。筑波大学では本年度は 6 月 12 日、7 月 5 日、8 月 1 日、9 月 10 日、10 月 4 日、12 月 7 日、2 月 4 日に同ビデオ講習会が設けられており、私は第 5 回（10 月 4 日）に参加をしました。年に 7 回も実施されますが、転入や年度途中から新たに遺伝子組換え実験を開始する場合などに対応するためと思われます。本講習会は他機関の研究者が筑波大学で遺伝子組換え実験を行う場合にも受講することになっています。今回は筑波大学の院生・学生と思われる人が 10 名ほど受講していました。使われたビデオは平成 18 年度に筑波大学の鎌田先生が説明をされた講習会を記録したもので、1 時間 50 分と 30 分のビデオからなり、全体で 2 時間 45 分の講習会でした。講師の鎌田博先生（筑波大学遺伝子実験センター）は日本の遺伝子組換え実験管理の中心人物で法整備でも重要な役割を果たしている方です。大学遺伝子協の総会や遺伝子実験安全研修会で筑波大学の講習会についていろいろ話を伺っており、遺伝子組換え実験講習会のモデルだという認識を持っていましたので、どのような内容が話されているのか大変興味を持って講習に臨みました。

筑波大学では学生実験で遺伝子組換え実験が行われるため理系の関連学生は全員 1 年次に遺伝子組換え実験の講習会を受けることになっています。そのため、遺伝子組換えとはどのようなものか、実際にどのようなものが既に実用化されているか、というところから話がはじまりました。また収録時はカルタヘナ法が施行されてすぐの時期であったため、アシロマ会議、組換え DNA 実験指針、生物多様性条約、カルタヘナ議定書、国内法、という歴史的な経過がまず詳しく説明されました。その後、カルタヘナ法での生物の定義、実験区分や拡散防止措置などの内容が説明されました。運搬時の注意、譲渡時の情報提供など、実験そのものではないため見逃しがちな規則について実例を挙げた念入りの説明が行われました。申請書の記載についても解説がなされ、HP に書き方の詳細が掲載されていることも説明されました。

また、資料が数多く配布されました。文部科学省が発行した「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等に関する説明資料」冊子、同法に関するパンフレット、遺伝子組換え生物等及び拡散防止措

置の一覧表、ポジションペーパー、筑波大学遺伝子組換え実験安全管理規定、同遺伝子組換え実験計画承認申請書、別表第二 微生物使用実験に係る拡散防止措置の区分および内容、筑波大学研究用微生物安全管理規定、特定病原体等一覧、特定外来生物の飼養等許可申請についての依頼、遺伝子組換え動物の取り扱い、です。最後の4つは遺伝子組換え実験に関するものではありません。筑波大学では年度初めが一番参加が多い講習会は、遺伝子組換え実験、動物実験、バイオセーフティーなどの講習会が同じ日に連続開催され、必要な講習を受講することになっているようで、このような他の講習会の資料も今回配布されました。ビデオでも、遺伝子組換え実験規則以外の規則が関係してくる場合も多いので注意して欲しいとの説明がありました。規則を頭の中に入れて違反のないように実験を行って欲しい。そのために法律や規則をきちんと読んで欲しい、と鎌田先生が強調されていたのが印象的でした。

受講者には受講者カードが配られ、所属と指名を記載して受講終了時に提出をしました。ビデオでは講習会の終了前に事務の人が席をまわって一人一人から受講票を回収していました。途中で退席して代理提出（実際にはないと思いますが）ということができないよう厳密に出席を確認していました。また受講者にはレポートが課されました。穴埋め問題と様々なケースについて実験分類を判断する問題合計 50 問に答えるレポートで受講後 1 週間以内に提出し、80 点以上が合格というものでした。受講者カード提出とレポート合格をもって受講修了となり、実験従事者登録がなされます。私もレポートを提出しました。不合格者にだけ連絡が行われることになっています。今のところ何も連絡がありませんので、一応合格したようです。

（中川記）